

民事訴訟の結果について（報告）

呉市が被上告人等となっている民事訴訟について、最高裁判所において平成30年1月25日付けで上告を棄却し、上告審として受理しないとの決定が行われ、呉市の勝訴が確定しました。

1 事件の概要

相手方（第1審原告、第2審被控訴人、第3審上告人兼申立人ら。以下同じ。）は、呉市が、相手方の同意なく、訴外広島電鉄株式会社に対し、相手方の人事考課等の個人情報を提供した行為は、呉市個人情報保護条例第10条第1項（利用目的以外の提供等の制限）の規定に違反する行為であり、当該行為により、相手方のプライバシーが侵害され、精神的苦痛を受けたなどと主張し、呉市に対し、当該精神的苦痛に係る慰謝料及び弁護士費用として、相手方一人につき金33万円及び当該遅延損害金の支払を求め訴えを提起したものです。

平成28年9月9日に広島地方裁判所呉支部において、呉市敗訴の第1審判決の言渡しが行われましたが、呉市はこれを不服として、平成28年9月12日付けで広島高等裁判所に控訴し、平成29年3月8日に同裁判所において、呉市勝訴の第2審判決が言渡されました。

これに対し、相手方は、第2審判決について不服として、平成29年3月21日付けで最高裁判所に上告及び上告受理の申立てを行い、同裁判所において平成30年1月25日付けで、相手方の上告を棄却し、上告受理の申立てについては受理しないとの決定が行われました。

(1) 事件番号

平成29年（オ）第751号

平成29年（受）第944号

(2) 管轄裁判所

最高裁判所第一小法廷

(3) 上告及び上告受理申立年月日

平成29年3月21日

(4) 相手方

元呉市交通局正規職員（運転士） 10名

(5) 訴額

330万円（相手方一人につき33万円）

(6) 原判決の表示

広島高等裁判所 平成28年（ネ）第410号（平成29年3月8日判決）
（損害賠償請求控訴事件）

2 決定主文

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない。
- (3) 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

3 決定の理由

(1) 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民事訴訟法第312条第1項又は第2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

(2) 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民事訴訟法第318条第1項により受理すべきものとは認められない。